

受理官庁 S K	スロバキア共和国工業所有権庁	附属書 C S K
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	スロバキア	
国際出願の作成に用いることができる言語 ^{1, 2}	英語, フランス語, ドイツ語又はスロバキア語	
願書の提出に用いることができる言語	英語, フランス語又はドイツ語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	3	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか? ^{3, 4}	認める。受理官庁はe PCT出願による電子出願を認める ⁵ 。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)?	認める。受理官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	欧州特許庁又はヴィシエグラード特許機構	
管轄国際予備審査機関	欧州特許庁又はヴィシエグラード特許機構	

[次頁に続く]

- 1 国際出願が行われた言語が国際調査機関で認められない言語（附属書D参照）である場合、出願人は翻訳文を提出しなければならない（PCT規則12.3）。
- 2 国際出願が行われた言語が公開の言語ではなく、国際調査のために翻訳文が要求されていない場合（PCT規則12.3(a)）、出願人は英語による翻訳文を提出しなければならない（PCT規則12.4(a)）。
- 3 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 4 国際出願に、明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわち、WIPO標準ST.25テキスト形式に適合したものを提出することが望ましい。この形式で配列リストを提出すれば追加手数料は不要である。ただし、この配列リストを画像ファイル形式（PDFなど）で提出した場合には、各頁につき手数料を支払う（2009年5月14日付公示（PCT公報）79頁参照）。
- 5 関連する受理官庁の通告については、2016年6月2日付公示（PCT公報）112頁以降参照。

S K	スロバキア共和国工業所有権庁 (続き)	S K
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：ユーロ (EUR)	
送付手数料	EUR 33 (オンライン形式)	66 (紙形式)
国際出願手数料 ⁶	EUR 1,233	
30枚を超える1枚ごとの手数料 ⁶	EUR 14	
減額 (手数料表第4項に基づく) :		
電子出願 (文字コード形式による願書)	EUR 185	
電子出願 (文字コード形式による願書, 明細書, 請求の範囲及び要約)	EUR 278	
調査手数料	附属書D (EP) 又は (XV) 参照	
優先権書類の手数料	ー優先権書類の写しの請求が オンライン形式で行われた場合 : EUR 10 ー優先権書類の写しの請求が 紙形式で行われた場合 : EUR 20	
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d))	EUR 166	
受理官庁は代理人を要求するか?	不 要	
誰が代理人として行為できるか?	スロバキアで登録されている弁理士, 弁護士又は商事弁護士 (自然人又は法人)	

6 この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される (附属書C (IB) 参照)。